

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第百四件三十一年四月等を次月十日等に關する省令第十四項の規定個人向
初利發発期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發行號名稱及び記	平成債券、平成令第六十條三十一年四月十八号
金と平年額平す額の振額し成〇面成るの記替を、三・金三。整載法支次十〇額十數又の払の年五百年的記定う算九パ円三の記定式月丨に月金録にたに十セつ十額はよだよ五ンき五に、るしり日ト百日によ算を支出支払し支期た期	一九額の定以律社債条九年特別五年個人向 五十面振の下へ平成、一年法會計(第八十 円四金替適「振成十三年法律第十七 万額機関用を振替株式等の振替に關する法 円で百は受け法」二本銀ものう。七 六十億行のとし。四千八百。そ規	財務大臣 麻生太郎	月等を次月十五日に發行したる。個人民に向
	一百〇。その規	・	き、平成令第六十條三十一年四月十八号
			財務省告示第百四件三十一年四月十八号

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成三十一年三月十五日
日本銀行の本店又は支店
額面金額百円につき百円
平成三十年三月十五日
中途換金の買取りは、平成三十
年三月十五日以後において行
うことし、その後において行
次に区分に応じ、その買取額は、平成三十
式により算出した金額とす
ら平成三十一年三月十五日前か

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

後の繰り
額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二十五条の規定す
 るのはで債前者に生に昭ののに十二をはし約規定する特二十一年法律第四十一条の四第一項に規定す
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受ける事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律第四十一条の四第一項に規定す
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受
 分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害条の者の改受
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者四改受
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受
 た、のす個三債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年三月十五日以前
平成の面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
相当する金額)

平成三十一年三月十五日前の
場合に相当する金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する
金額 - 本銀行